

〔資料〕 デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

その他のタイトル	Materials : Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content
著者	カライスコス アントニオス, 寺川 永, 馬場 圭太
雑誌名	関西大学法学論集
巻	66
号	2
ページ	197-226
発行年	2016-07-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/10429

[資 料]

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に 関する欧州議会及び理事会指令提案

カライスコス アントニオス (訳)

寺 川 永 (訳)

馬 場 圭 太 (訳)

はじめに

1 指令提案公表までの道のり

本資料は、2015年12月9日に公表された「デジタル・コンテンツを供給する契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令にかかる提案」(以下、「指令提案」と略する。)ⁱ⁾の前文および条文を訳出したものである。この指令提案は、EU 市民がオンライン・ツールやサービスを利用する際に直面する障壁を除去することを目的とした、デジタル経済の促進に向けた政策である EU のデジタル単一市場 (Digital Single Market)ⁱⁱ⁾に関するイニシアティブの一貫として行われたものである。

指令提案の公表に向けたこのような動きは、ヨーロッパ私法 (特に契約法) の統合に向けた一連の動きの中心に位置づけることができるⁱⁱⁱ⁾。

まず、2009年に、共通参照枠草案 (Draft Common Frame of Reference, DCFR) が、いわゆるランドー委員会 (Lando-Commission) を前身とするヨーロッパ民法典スタ

i) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content, COM (2015) 634 final.

ii) デジタル単一市場については、例えば、欧州委員会のウェブサイト (http://ec.europa.eu/priorities/digital-single-market_en) で紹介されている (2016年3月15日最終アクセス)。

iii) ヨーロッパ私法の平準化に向けた一連の動きについては、中田邦博「ヨーロッパ (EU) 私法の平準化——ヨーロッパ民法典の可能性——」岩谷十郎ほか編『法典とは何か』(慶應義塾大学出版会、2014年) 191頁以下を参照。

デイ・グループ (Study Group for a European Civil Code, SG ECC) 及びアキ・グループ (Acquis Group) によって公表された^{iv)}。これは、ヨーロッパ契約法原則 (Principles of European Contract Law, PECL)^{v)} を引き継いで、契約法に限らず、広く財産法全般にわたる準則を提案するものであり、EU における将来的な立法等の際に参照する「工具箱 tool box」として位置付けられた。

また、欧州委員会は、2014年2月に、ヨーロッパ共通売買法 (Common European Sales Law, CESL) 規則提案^{vi)} を公表した。これは、消費者契約を対象とする、国内法と併存する「選択的ルール」として構想されたものである。そして、2010年5月に公表された EU のデジタル・アジェンダ^{vii)} において、消費者権利指令^{viii)} を補完する契約法に関する手段として言及されていたものであり、それが予定通りに実行されたのである。結局、EU 加盟国からの強い反対を受けて2014年12月に撤回されることとなったが、その撤回の理由として「デジタル単一市場における電子商取引の可能性を完全に解放するための修正提案」を行うことが挙げられ、適用範囲をオンライン取引に絞った新たな提案に向けた作業が開始された。

iv) DCFR の翻訳としては、クリスティアン・フォン・パールほか著 (窪田充見ほか監訳) 『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則：共通参照草案 (DCFR)』 (法律文化社、2013年) がある。

v) 同原則の翻訳としては、オーレ・ランドロー=ヒュー・ビール編 (潮見佳男ほか監訳) 『ヨーロッパ契約法原則 I・II』 (法律文化社、2006年)、およびオーレ・ランドローほか編 (潮見佳男ほか監訳) 『ヨーロッパ契約法原則 III』 (法律文化社、2008年) がある。

vi) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law, SEC (2011) 1165 final, SEC (2011) 1166 final. 同提案の翻訳としては、内田貴ほか訳『共通欧州売買法 (草案)』 (商事法務、2012年) がある。

vii) Communication from the Commission of 19 May 2010 to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions—A Digital Agenda for Europe, COM (2010) 245 final.

viii) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council. 同指令の翻訳としては、寺川永=馬場圭太=原田昌和訳「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関法62巻3号 (2012年) 436頁以下がある。

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

2015年5月には、ヨーロッパのためのデジタル単一市場戦略^{ix)}が公表され、デジタル経済の発展の基本戦略と、そのための具体的なタイムテーブルが示された^{x)}。そして、欧州議会および理事会は、上記タイムテーブルに沿う形で、この指令提案とオンライン物品売買指令提案^{xi)}を公表するに至った。本稿は、前者の訳出を試みたものである。

2 指令提案の概要

指令提案は、EUにおける電子商取引で生じる主要な障壁を取り除くことを目的として、デジタル・コンテンツ供給契約に関する一連の準則を通じてEU法を平準化し、繰り返し批判の対象とされてきた消費者契約法の断片化という望ましくない状態の改善を試みるものである。この目的を達成するため、この指令は、完全平準化指令(maximum harmonisation directive)として提案されている。

指令提案の内容をみると、デジタル・コンテンツの適合性に関する要請、デジタル・コンテンツが消費者と事業者との間で締結された契約に適合しない場合に消費者に付与される救済手段、長期契約を解消する権利やデジタル・コンテンツの変更に関する規定が置かれている。このような内容は、デジタル・コンテンツ供給契約に関する規律を一足先に導入したイギリスの2015年消費者権利法(Consumer Rights Act 2015)のそれと共通する部分が多い^{xii)}。

指令提案は、主に消費者契約(BtoC)を対象とするものであるが、デジタル・コン

ix) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions — A Digital Single Market Strategy for Europe, COM (2015) 192 final.

x) このような一連の動きの重要性は、2015年9月にウィーンで開催されたヨーロッパ法研究所(European Law Institute, ELI)の年次総会において、「CESLからデジタル単一市場へ(From CESL to the Digital Single Market)」というセッションが設けられ、活発な議論が行われたことから窺える。

xi) Proposal for a Directive of the European parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, COM (2015) 635 final. これについても、次号に翻訳を公表する予定である。

xii) カライスコス・アントニオス「消費者法の今後の発展の行方——イギリスの2015年消費者権利法の制定を契機として——」消費者法ニュース106号(2016年)216頁以下参照。イギリスの2015年消費者権利法のデジタル・コンテンツに関する部分については、カライスコスが別途翻訳を公表する予定である。

テンツが契約に適合しないものである場合等に、供給者が、取引連鎖上の前段階にいる事業者に対して救済手段を求める権利を認めることによって（17条）、事業者間取引（BtoB）についても一定の規律を行っている。

指令提案の内容のうち、特に注目に値する事項としては、次のようなものが提案されている^{xiii)}。まず、事業者は、原則として、契約締結後直ちにデジタル・コンテンツを供給しなければならない（5条2.）。事業者がこのような供給をしなかった場合、消費者は直ちに契約を解消することができる（11条）。次に、デジタル・コンテンツが、契約締結時に存在するコンテンツの最新バージョンに適合しなければならないということが、消費者の権利として明示されている（6条4.）。さらに、事業者によるデジタル・コンテンツの変更に対して、既存の規定よりも厳格な制約が加えられている（15条）。加えて、消費者は、デジタル・コンテンツによって生じた機器や他のデジタル・コンテンツへの損害について、より容易に賠償を求めることが可能となっている（14条）。最後に、消費者は、12か月を超える長期契約の場合には、12か月を超えた後はいつでも契約を解消することができる（16条1.）。

指令提案については、現在、議会、理事会及び委員会の間で協議が行われており、この工程にはかなりの期間を要するものと予測される。また、過去の指令の場合と同様、立法工程においてその内容が大きく変わる可能性もある。しかし、これらの要素を考慮しても、この指令提案が、EU デジタル・コンテンツ法の展開において重要な役割を果たすであろうことに疑念を挟む余地はないように思われる。さらなる内容把握に努めると共に、今後の動向を見守ることとしたい。

訳者を代表して

カライスコス アントニオス

xiii) 例えば、Osborne Clarke 法務事務所による解説 (<http://www.osborneclarke.com/connected-insights/blog/digital-single-market-proposed-directive-contracts-supply-digital-content/>) を参照（2016年3月15日最終アクセス）。

デジタル・コンテンツを供給する契約の一定の側面に関する 欧州議会及び理事会指令にかかる提案

(この文書は欧州経済地域に関わるものである)

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に第114条に基づき、
欧州委員会の提案に基づき、
国内議会に立法草案を伝達した後に、
欧州経済社会評議会の意見に基づき²⁸⁾、
通常立法手続に従い、
以下のような理由から、

- (1) 電子商取引の潜在的な成長力は、まだ十分に活用されていない。ヨーロッパのためのデジタル単一市場戦略²⁹⁾は、このような潜在的な能力を解放するために、EUにおける国境を越えた電子商取引の発展への主要な障害に総体的な方法で取り組んでいる。デジタル・コンテンツへのより適切なアクセスを消費者に保証し、事業者によるデジタル・コンテンツの供給を支援することは、EUのデジタル経済を促進し、全体の成長を刺激するために必要である。
- (2) 純粋なデジタル単一市場を達成するためには、高水準の消費者保護を基礎とした、デジタル・コンテンツを供給する契約の一定の側面に関する平準化が必要である。
- (3) EUレベルでは目的に即した準則が非常に少ないため、各国の強行的な消費者契約法の準則の相違がみられること、及び明確な契約法の準則を欠いていることは、デジタル・コンテンツ供給の発展を妨げる重要な障害となっている。事業者は、国境を越えてデジタル・コンテンツを売買するときに、各国の強行的な消費者契約法の準則における相違及び法的不確実性から生じる追加コストに直面する。また、事業者は、既に多くの加盟国で現れている、デジタル・コンテンツの供給に関する特定の強行的な準則にその契約を適応させる際にもコストに直面する。これらの準則は、これらの契

28) OJ C, , p. .

29) COM (2015) 192 final.

約を規律する特定の国内法準則の間で、適用範囲及び内容における相違を生じさせているのである。デジタル・コンテンツの供給についてまだ特別の準則が存在していない加盟国では、国境を越えて売買することを望む事業者は、輸出先となる加盟国でデジタル・コンテンツにどの準則が適用されるのか、その準則がどのような内容のものなのか、及びその準則が強行的なものなのかを知らないことがしばしばあるため、不確実性に直面する。

- (4) 消費者は、国境を越えて、特にオンラインで購入をするときは、自信をもってこれを行うことができない。このような自信の欠如の主な要因の一つは、契約上のその主な権利の不確実性及びデジタル・コンテンツのための明確な契約上の枠組みの欠如である。多くのデジタル・コンテンツ利用者は、デジタル・コンテンツの品質又はデジタル・コンテンツへのアクセスに関する問題を経験する。例えば、間違った若しくは欠陥のあるデジタル・コンテンツを受領し、又は問題となるデジタル・コンテンツにアクセスすることができないのである。その結果、消費者は経済的及び非経済的な損失を被る。
- (5) これらの問題を救済するためには、事業者及び消費者の双方が、デジタル・コンテンツの供給に関する、EU の全域に及ぶ契約上の権利を定める、完全に平準化された準則に依拠することができるべきである。このような契約上の権利は、この種の取引について不可欠である。
- (6) 完全に平準化された消費者契約法の準則がすべての加盟国に存在することは、事業者にとって、国境を越えてデジタル・コンテンツを供給することをより容易にする。事業者は、オンラインその他の方法で他の加盟国に向けて通信売買をする際に安定した契約法の環境を享受することになる。EU 全域において完全に平準化された、デジタル・コンテンツのための特別の準則は、デジタル・コンテンツ供給契約に現在適用されている互いに異なる国内法準則によって生じる複雑性を除去することになる。また、これらの準則は、特定のデジタル・コンテンツを規律する新たな国内法によって生じるかもしれない法的な断片化を防ぐことにもなる。
- (7) 消費者は、高水準の保護を提供する、デジタル・コンテンツのための完全に平準化された権利の恩恵を受けることになる。消費者は、EU 域内のいかなる場所でデジタル・コンテンツを受領し、又はこれにアクセスしても、明確に定められた権利を有することになる。このことは、デジタル・コンテンツを購入することに対する消費者の信頼を強化する。また、消費者がデジタル・コンテンツについて直面する問題に取り

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

組むことを可能とする一連の明確な権利が存在することになるため、このことは、消費者が現在被っている不利益を減少させることにもなる。

- (8) この指令は、今のところ EU レベルでは規律されていない一連の主な準則を完全に平準化するべきである。したがって、デジタル・コンテンツの適合性、デジタル・コンテンツが契約に適合しない場合に消費者が有する救済手段及びこれらの救済手段の行使にかかる特定の条件に関する準則を含むべきである。また、この指令は、長期契約を解消する権利に関するいくつかの側面及びデジタル・コンテンツの変更に関するいくつかの側面を平準化するべきである。
- (9) この指令は、これが規律する事項に関連するあらゆる要求を完全に平準化することにより、加盟国が、その適用範囲内において、適合性の欠如が明らかにならなければならない期間、適合性の欠如を特定の期間内に事業者に知らせる消費者の義務、又は契約への適合性の欠如を理由として解消をするまでの間のデジタル・コンテンツの使用に関する消費者の支払義務のような、形式的又は本質的なさらなる要求を定めることを排除している。
- (10) この指令は、関連する事項がこれによって規律されていない限度において、例えばデジタル・コンテンツの供給者に対する消費者の義務を定め、又は契約の性質決定、成立及び有効性若しくはコンテンツの適法性を規律する国内法準則などの国内法に影響を及ぼすべきではない。また、加盟国は、指令の適用範囲が及ばない限りにおける損害賠償を請求する権利などの権利行使のための詳細な条件、又はこの指令によって規律されている損害賠償準則に加えて適用される契約の解消の効果を定める準則を、引き続き自由に定めることができるべきである。
- (11) この指令は、異なる種類のデジタル・コンテンツ及びその供給に関する問題を扱うべきである。急速な技術展開に対処し、かつ、将来も使用できるものとしてのデジタル・コンテンツ概念の性質を維持するためには、この指令で使われるこの概念は、欧州議会及び理事会指令 2011/83/EU³⁰⁾ におけるものよりも広範囲とするべきである。特にデータの作成、処理又は保存を可能とする役務を含むべきである。持続的記録媒体での伝達、消費者による自己の機器へのダウンロード、ウェブ・ストリーミング、デジタル・コンテンツの保存機能へのアクセス又はソーシャル・メディアの使用へのアクセスを認めることなど、デジタル・コンテンツを供給する方法は多く存在するが、

30) OJ L 304, 22.11.2011, p. 64.

この指令は、その伝達のために使用されている媒体にかかわらず、あらゆるデジタル・コンテンツに適用するべきである。技術的に急速に変化するこの市場において異なる種類の間で差異を設けることは望ましくない。なぜなら、供給者間の差別を避けることが困難となるからである。異なる種類のデジタル・コンテンツ供給者の中で、公平な競争の場を確保するべきである。しかし、この指令は、物品の必須部分として機能する形で物品に組み込まれ、かつ、その機能が物品の主な機能性に従属するものであるデジタル・コンテンツに適用するべきではない。

- (12) 適合性の要求及び不適合の場合に消費者に利用可能な救済手段について、消費者の期待に応え、かつ、持続的記録媒体で提供されたデジタル・コンテンツの供給者のために明確で単純な法的枠組みを確保するためには、この指令は、物品がデジタル・コンテンツの運搬方法として機能するに過ぎない形でデジタル・コンテンツが組み込まれた DVD 及び CD などの物品に適用するべきである。この指令は、異なる流通経路の間の断片化を避けるために、持続的記録媒体で供給されたデジタル・コンテンツが通信で売買されているか、相対で売買されているかにかかわらずこれに適用するべきである。指令 2011/83 は、物品の引渡しに関する義務、引渡しができなかった場合の救済手段及びこれらの物品が供給される際の契約の性質を含み、これらの物品に引き続き適用するべきである。また、この指令は、著作権法の下でこれらの物品に適用される頒布権に影響を及ぼさない。
- (13) デジタル経済では、個人に関する情報はしばしば、市場参加者によって、金銭に相当する価値を有するものと見なされており、その傾向は強まっている。デジタル・コンテンツは、しばしば、代金と引き換えにではなく、例えば個人データその他のデータへのアクセスを提供するといった、金銭以外の反対給付と引き換えに供給される。これらの特有のビジネス・モデルは、市場の広い範囲で、様々な形で適用されている。反対給付の性質に基づく区別を導入することは、異なるビジネス・モデルを差別することにつながり、データと引き換えにデジタル・コンテンツを供給する方向に事業者を導く不当なインセンティブを提供することになる。公平な競争の場を確保するべきである。さらに、金銭以外の反対給付と引き換えに供給されたデジタル・コンテンツが動作上の特徴を備えていないことは、消費者の経済的利益に影響を及ぼす可能性がある。したがって、この指令に定める準則の適用の可否は、問題となっている特定のデジタル・コンテンツのために代金が支払われたか否かによって決定されるべきではない。

- (14) 代金と引き換えにはではなく、金銭以外の反対給付と引き換えに供給されるデジタル・コンテンツについては、この指令は、供給者の求めに応じて消費者が積極的に氏名及び電子メールアドレス、又は写真などのデータを供給者に直接的又は間接的に（例えば、個人の登録を介して、又は、消費者の写真へのアクセスを認める契約に基づいて）提供する契約のみに適用されるべきである。この指令は、供給者が、デジタル・コンテンツが契約に適合する形で機能するのに必要なデータ（例えば、携帯アプリケーションが適切に機能するのに必要な地理的位置）を収集する場合、又は法律上の要求を満たすことのみを目的としてデータを収集する場合（例えば、準拠法が、セキュリティ及び身元確認を目的として、消費者の登録を要求している場合）といった状況に適用するべきではない。また、この指令は、供給者が情報（IP アドレスなどの個人データ又はクッキー〔消費者が同意した場合を含む。〕によって、消費者が積極的に提供することなく収集・転送される情報などの自動的に生成される情報を含む。）を収集する状況にも適用するべきではない。さらに、この指令は、消費者がデジタル・コンテンツへのアクセスを取得しようとする時に、その消費者にピンポイントで広告が提示される状況にも適用するべきではない。
- (15) 消費者が生成したコンテンツは、消費者が契約の期間中に提供し、又は保存した音楽及び映像ファイル、画像、ゲーム若しくはアプリケーションなどのデジタル・コンテンツと同様に扱うべきである。消費者が生成したコンテンツの対象は、広い範囲に及ぶ。そこに含まれるものとして、例えば、デジタル画像、映像及び音声ファイル、ブログ、ディスカッション・フォーラム、テキスト・ベースのコラボレーション・フォーマット、投稿、チャット、ツイート、ログ、ポッドキャスト、携帯機器上で作成されたコンテンツ、オンライン・バーチャル環境で作成されたコンテンツ、レーティング及びオンライン・コンテンツを参照するリンク集がある。
- (16) 消費者のために共通する諸権利を確保し、事業者のために公平な競争の場を確保するために、消費者は、コンテンツが開発された方法にかかわらず、契約に適合しないデジタル・コンテンツに対して同一の救済手段を有するべきである。したがって、この指令は、消費者の特別の要求に合わせて作成されたデジタル・コンテンツ（テラー・メイドのソフトウェアを含む。）の開発契約に適用するべきである。また、この指令は、3D印刷の際に必要なとなるビジュアル・モデリング・ファイルの供給にも適用するべきである。しかし、この指令は、3D印刷技術の使用によって作成された物品又はこれに生じた損害を規律するべきではない。

- (17) デジタル・コンテンツは、モノのインターネット（Internet of Things）の枠組みと強い関連性を有する。しかし、データ契約及び機械間契約における責任を含む、モノのインターネットに関する責任の特別の問題は、別に扱うのが適切である。
- (18) 契約には、消費者が受け入れなければならない、供給者による約款が含まれることがある。いくつかのデジタル・コンテンツについては、供給者は、しばしば、役務及び測定可能な役務目標を、サービス・レベル・アグリーメントで描写することがある。このようなサービス・レベル・アグリーメントは、一般的に、主たる契約の附則であり、供給者と消費者との間の契約関係の重要な要素を構成する。これらは、この指令の契約の定義に含まれるべきであり、したがって、この指令に定める準則を遵守するべきである。
- (19) この指令は、デジタル・コンテンツの供給を主たる目的とする役務のみに適用するべきである。したがって、この指令は、供給者自身が履行するものであり、かつ、デジタル的手段がアクセス又は引渡しのためだけに用いられる役務、例えば、人によって提供された翻訳その他の役務の結果のみがデジタル的手段を通じて消費者に引き渡される専門的助言にかかる役務などには、適用するべきではない。
- (20) 一つまたは複数の契約によって、供給者が、デジタル・コンテンツを供給するにあたって、通信役務などの他の役務、又は、デジタル・コンテンツの運搬方法としてのみ機能するものではない物品をこれと組み合わせる場合には、この指令は、その組み合わせられたもののデジタル・コンテンツ・コンポーネントのみに適用するべきである。その他の要素は、準拠法によって規律されるべきである。

[カライスコス アントニオス]

- (21) この指令は、デジタル・コンテンツの供給のうち、著作権その他の知的財産権に関する側面を適用対象とするべきではない。それゆえ、この指令は、著作権法その他の知的財産権法に基づく権利義務を妨げない。
- (22) 個人データの処理に関する個人の保護は、欧州議会及び理事会指令 95/46/EC [1995年10月24日の個人データ処理にかかる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会指令]³¹⁾ と、欧州議会及び理事会指令 2002/58/EC [2002年7月12日の個人データ処理及び電気通信分野でのプライバシーの保護に関する

31) OJ L 281, 23/11/1995, p. 31-50) [一般データ保護規則が採択されれば、これに置き換えられる。]

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

る欧州議会及び理事会指令³²⁾によって規律される。これらの指令は、デジタル・コンテンツ供給契約との関連で全面的に適用される。これらの指令は、EUにおける個人データの領域において、既に法的枠組みを確立している。この指令の実施及びその適用は、その法的枠組みに完全に従うべきである。

- 23) デジタル・コンテンツが消費者のもとに到達するまでの道のりは様々である。供給者が消費者にデジタル・コンテンツを供給するという主たる契約上の債務を履行する方法と期間については、単純かつ明確な準則を定めるのが適切である。供給者が、原則として、インターネット・プロバイダーの行為若しくは懈怠について、又はデジタル・コンテンツを受領するために消費者が選択した電子プラットフォームについて責任を負わないことを考慮して、供給者は、その第三者にデジタル・コンテンツを供給すれば足りるべきである。供給期間については、市場慣行及び技術的可能性に従って、デジタル・コンテンツは即時に供給されるべきである。ただし、当事者が、その他の供給モデルに対応するために別段の定めをした場合は、この限りでない。
- 24) デジタル単一市場における革新を促し、急速に変化するデジタル・コンテンツの性質に現れている技術的發展に対応するためには、デジタル・コンテンツは、なによりもまず、契約で合意された内容に適合していることが求められる。
- 25) 契約が、デジタル・コンテンツの契約適合性を判断するための明確かつ包括的な基準を十分に定めていない場合には、消費者が自己の権利を奪われないことを確保するための客観的な適合性基準を定めなければならない。そのような場合において、契約適合性は、同種のデジタル・コンテンツが通常使用される目的を考慮して判断するべきである。
- 26) デジタル・コンテンツは、その性質上、適切に機能するためには他のデジタル機器と相互に作用するものでなければならない。それゆえ、相互運用性は、適合性基準の一つである。特に、相互運用性は、処理装置の速度及びグラフィック・カードの特徴を含むハードウェア、並びに、特別なバージョンのオペレーティング・システム又は特別なマルチメディア・プレーヤーを含むソフトウェアと相互に作用するものでなければならない。機能性の概念は、デジタル・コンテンツを使用しうる方法を考慮するべきである。機能性の概念は、デジタル著作権管理又はリージョン・コードによる保護のような、技術上の制限の有無も考慮するべきである。

32) OJ L 201, 31.7.2002, p. 37-47.

- (27) データ駆動型のサービス及び技術は著しい利益をもたらす一方で、一定の脆弱性ももたらしている。デジタル単一市場戦略が認めているように、高水準のネットワーク・セキュリティ及び情報セキュリティは、プライバシー及び個人データへの権利のような基本的権利の尊重を確保し、デジタル経済へのユーザの信用を高め、信頼を強固なものとするために EU 全体にわたって確保することが重要である。ソフトウェアが普及すると、信頼性、セキュリティ及び変化するニーズへの適応性といった品質も重要な関心事になる。それゆえ、そうしたデータ駆動型のサービス及び技術が、技術が果たす役割及び機能に比例して、これらの品質の保証を確保することが、ますます重要となっている。特に、セキュリティ及び信頼性に関する品質は、異なるドメインにおける多様なシステムの相互接続に依存せざるを得ない革新的、複合的なサービスにとって、重要な関心事になりつつある。
- (28) この指令の準則を適用するときは、供給者は、規格、オープンソース型の技術仕様書、グッド・プラクティス及び自主行動規準を利用すべきである。これは、国際レベル、ヨーロッパ・レベル又は特定の産業部門のレベルで形成されたか否かに関係なく、ユーザによって作成されたコンテンツ又は消費者によって供給されたその他のコンテンツを取り戻すための、通常使用されるデータ・フォーマットに関するものを含むものとする。これに関連して、委員会は、国際規格及びヨーロッパ規格の発展の促進、並びに、この指令の統一的な実施を支援することができるであろう、事業者団体その他の利益代表団体による自主行動規準の作成を考慮することができる。
- (29) 多くの種類のデジタル・コンテンツは、一定の期間にわたって供給される。例えば、消費者は、一定の期間にわたってクラウド・サービスにアクセスする。それゆえ、契約が継続する間は、デジタル・コンテンツが契約に適合していることを確保することが重要である。さらに、特にアップデートによるデジタル・コンテンツの頻繁な改良に鑑みて、消費者に供給されるデジタル・コンテンツのバージョンは、契約締結時に使用可能なデジタル・コンテンツの最新バージョンでなければならない。
- (30) 適切に動作するために、デジタル・コンテンツは、消費者のハードウェア及びソフトウェア環境に正しく統合される必要がある。デジタル・コンテンツの契約適合性の欠如が誤った統合から生じた場合において、デジタル・コンテンツが、供給者により、若しくは供給者の管理の下で統合されたとき、又は供給者が提供する統合のための指示に従って消費者により統合され、かつ誤った統合がその指示の不備によるものであったときは、デジタル・コンテンツそのものが契約適合性を欠いているものとみな

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案すべきである。そのような場合には、適合性の欠如の原因が供給者の領域から生じているからである。

- 31) 適合性は、物の瑕疵と権利の瑕疵の両方にあてはまるものでなければならない。第三者の権利は、第三者の権利が侵害され、その第三者が正当に供給者に対して権利の侵害を停止し、当該デジタル・コンテンツを提供することを中止するように強いる場合には、消費者が契約に従ってデジタル・コンテンツ又はその特徴のいくつかから利益を得ることを実質的に妨げることになる。権利の瑕疵は、その性質上、知的財産権の対象となるデジタル・コンテンツにとってきわめて重要である。それゆえ、供給者は、デジタル・コンテンツには、消費者が契約に従ってデジタル・コンテンツから利益を得ることを妨げるいかなる第三者の権利もないこと、例えば、デジタル・コンテンツに関する著作権侵害に基づく申立てもないことを確保する義務を負うべきである。
- 32) デジタル・コンテンツの特殊性及び高度の複雑性、並びに、供給者のより豊富な知識及びノウハウ、技術的情報、ハイテク・サポートへのアクセスから、供給者は、デジタル・コンテンツが契約に適合していない諸原因について知ることが消費者より容易な立場にある。供給者はまた、契約適合性の欠如が、消費者のデジタル環境とデジタル・コンテンツの技術要件との互換性の欠如に起因するものであるか否かについて判断することがより容易な立場にある。したがって、争いがある場合には、供給者が、デジタル・コンテンツが契約に適合していることを証明する責任を負うものとする。ただし、供給者が、消費者のデジタル環境がデジタル・コンテンツと互換性がないことを証明した場合は、この限りでない。供給者が、消費者のデジタル環境が相互運用性その他デジタル・コンテンツの技術要件との互換性がないことを証明した場合に限り、消費者が、デジタル・コンテンツが契約に適合していないことを証明する責任を負うべきである。
- 33) 通信内容の秘匿性を含む私生活の保護及び消費者の個人データの保護を求める基本的権利を妨げることなく、消費者は、当該事情の下で当事者の双方が利用できる手段のうち介入の程度が最も少ないものを用いて、供給者が消費者のデジタル環境を確認することができるように、供給者に協力しなければならない。これは、例えば、自動的に生成される、消費者のインターネット接続に関するインシデント報告書又は詳細を供給者に提供することによってしばしば行われる。その他のあらゆる手段を尽くしても他に方法が存在しないという例外的かつ正当な理由がある状況に限られるが、供給者への協力は、消費者のデジタル環境への仮想アクセスを認めることによって行う

こともできる。消費者が供給者に協力しない場合には、消費者が、デジタル・コンテンツが契約に適合しないことを証明する責任を負うべきである。

- 34) 供給者は、消費者に対して、契約適合性の欠如及びデジタル・コンテンツの不供給について責任を負うべきである。さらに、デジタル・コンテンツが一定の期間にわたって供給される場合には、供給者は、その期間中に生じる適合性の欠如について責任を負うべきである。
- 35) 供給者が消費者に対して契約に従ってデジタル・コンテンツを供給しないことは、供給者の主たる契約上の義務の重大な違反であるから、そのような場合には、消費者は、即時に契約を解消することができるべきである。供給者が最初からデジタル・コンテンツを供給しなかったわけではなかった場合には、供給の中断によって消費者が短期間デジタル・コンテンツを利用できず、又はアクセスできなくなったとしても、それは、契約不適合とみなされるべきであって、不供給とみなされるべきではない。特に、デジタル・コンテンツの適切な継続性の要求は、取るに足らない短期間の供給の中断だけでなく、それを上回る中断も対象とするべきである。
- 36) 契約不適合の場合には、消費者は、第一の手段として、デジタル・コンテンツを契約に適合させる権利を有するべきである。供給者は、デジタル・コンテンツの技術的特徴に応じて、デジタル・コンテンツを契約に適合させる方法を選択することができる。例えば、供給者は、デジタル・コンテンツをアップデートしたり、デジタル・コンテンツの新しいコピーにアクセスするように消費者に求めたりすることができる。デジタル・コンテンツの多様性に鑑みれば、そのデジタル・コンテンツに関する権利の行使又は義務の履行のために明確な期限を設定することは適切ではない。明確な期限は、デジタル・コンテンツの多様性を受け止めることができず、事例に応じて短くしたり長くしたりすることができない。したがって、合理的な期限を用いる方がより適切である。デジタル・コンテンツは、合理的な期間内に、かつ全く費用を消費者に負担させることなく、契約に適合されるべきである。特に、消費者は、デジタル・コンテンツのアップデートの開発に伴う費用を負担するべきではない。
- 37) 第二の手段として、消費者は、代金を減額し、又は契約を解消する権利を有するべきである。消費者の契約解消権は、例えば、デジタル・コンテンツを契約に適合させることが不可能であり、かつ不適合がデジタル・コンテンツの主たる動作上の特徴を損なう場合に限定される。消費者が契約を解消した場合には、供給者は、消費者が支払った代金を返還するべきであるが、デジタル・コンテンツが、代金と引き換えにで

はなく、消費者が提供したデータへのアクセスと引き換えに供給された場合には、供給者は、契約が解消された後に、データを使用すること、第三者にデータを転送すること、又は第三者にそれにアクセスさせることを控えるべきである。消費者による反対給付が個人データからなる場合には、供給者は、データの使用を控える債務を履行するにあたって、供給者その他の者が合理的に使用しうる手段では消費者を特定できない方法で個人データを削除し、又は匿名化することによって、データ保護に関する準則に従うための措置を講じるべきである。指令 95/46/EC に基づく管理者の義務を妨げることなく、供給者は、デジタル・コンテンツ供給契約の期間中に供給者が適法に第三者に提供したデータに関して、さらなる措置を講じる義務を負わないべきである。

〔寺川 永〕

- 38) 解消した後は、供給者は、消費者が生成したコンテンツの使用を控えるべきである。ただし、2人以上の消費者が特定のコンテンツを作成した場合において、他の消費者がそのコンテンツを使用するときは、供給者は、消費者が作成したコンテンツの使用を継続することができる。
- 39) 消費者が契約を解消する権利との関連で効果的な保護を受けることを確保するために、供給者は、消費者によってアップロードされ、デジタル・コンテンツを使用して作成され、消費者のデジタル・コンテンツの使用を通じて生成されたデータのすべてを消費者が取り戻すことができるようにするべきである。この債務は、供給者がデジタル・コンテンツ供給契約に基づいて保有する義務を負うデータ及び供給者がデジタル・コンテンツ供給契約との関連で事実上保有することになったデータにも及ぶ。
- 40) 契約適合性の欠如を理由として契約を解消した後に、供給者が、消費者に対して、データを取り戻すための技術的手段を供給する場合には、消費者は、全く費用を負担することなく、そのデータを取り戻すことができるべきである。例えば、消費者は、通常使用されるデータ・フォーマットを用いる費用は負担しないが、ネットワーク接続費用のような消費者自身のデジタル環境によって生じる費用は、データの取戻しとは直接関係しないから、負担することになる。
- 41) 契約が解消された場合には、消費者は、契約に適合しないデジタル・コンテンツの使用に対して代金を支払うように要求されるべきではない。これによって、消費者の実効的な保護が奪われるからである。

- (42) 消費者と事業者それぞれの正当な利益を衡量する必要性を考慮して、デジタル・コンテンツが代金の支払と引き換えに一定の期間にわたって供給される場合において契約解消権が発生するときは、消費者は、デジタル・コンテンツが契約に適合しなかった時期に対応する部分についてのみ契約を解消することができるべきである。ただし、デジタル・コンテンツが金銭以外の反対給付に対して供給される場合には、一部解消は認められない。なぜなら、金銭以外の反対給付を分割することは不可能だからである。
- (43) デジタル・コンテンツは、その性質上、使用によって損耗することがなく、また、一回的な供給よりも一定の期間にわたって供給されることが多い。それゆえ、デジタル・コンテンツの供給時に存在した契約適合性の欠如について供給者が責任を負い続けるべき期間を定めないことには、理由がある。したがって、加盟国は、この期間を維持又は導入することを控えるべきである。もっとも、加盟国は、デジタル・コンテンツの契約適合性の欠如に基づく請求に関する法的確実性を確保するために、引き続き各国の時効に関する準則を用いることができる。
- (44) 供給者の損害賠償責任を認める原則は、デジタル・コンテンツ供給契約にとって不可欠の要素である。したがって、デジタル・コンテンツへの消費者の信頼を増進するためには、この原則が、EU レベルで規律され、消費者のハードウェア又はソフトウェアが契約に適合しないデジタル・コンテンツによって損害を被った場合に、消費者に負担を生じさせないことを確保するべきである。それゆえ、消費者は、契約適合性の欠如又はデジタル・コンテンツの不供給によって消費者のデジタル環境に生じた損害の賠償を求める権利を有するべきである。ただし、損害賠償請求権の行使に関する具体的な条件は、加盟国が定めるべきである。その際に、デジタル・コンテンツの将来の供給に対する代金の減額が、特にこれが損失に対する唯一の補償として供給者により申し出られた場合には、必ずしもデジタル・コンテンツが適切に供給され、かつ、契約に適合していたならば消費者が置かれていたであろう地位に消費者を可能な限り近づけるものでないことを考慮するものとする。
- (45) 技術的な理由その他の理由により、供給者は、一定の期間にわたって供給するデジタル・コンテンツの内容を変更せざるを得なくなることがある。これらの変更は、デジタル・コンテンツを改良するものであるため、しばしば消費者に有利に働く。したがって、契約当事者は、供給者が変更を行うことを認める条項を契約に挿入することができる。しかし、これらの変更が、デジタル・コンテンツの主たる動作上の特徴か

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

ら消費者が受ける利益に負の影響を与える場合には、これらの変更は、そのような契約を消費者は締結しなかったであろうと言えるほどに、契約の均衡又は契約に基づいて負う給付の性質を歪めることがある。それゆえ、このような場合には、これらの変更は、一定の条件に服するべきである。

- (46) 競争は、デジタル単一市場が良好に機能するための重要な要素のひとつである。この競争を刺激するために、消費者は、競争力ある申し出に応じ、事業者を切り替えることができるものとするべきである。これを実践するために、消費者は、法的、技術的又は事実上の障害（契約条件や、消費者がアップロードしたデータ、デジタル・コンテンツを使用して消費者が作成したデータ、又は消費者によるデジタル・コンテンツの使用を通じて生成されたデータのすべてを取り戻す方法の欠如を含む。）に妨げられることなく、これを行うことができるべきである。しかし、既に投下された資本の保護や締結された契約への信頼も重要である。したがって、消費者には、一定の均衡がとれた条件の下で、長期契約を解消する権利が与えられるべきである。このことは、より長期間にわたって消費者契約を締結することができることを妨げるものではない。しかし、消費者は、全体で12か月を超える期間にわたって存続する契約関係を解消できるべきである。この権利は、その潜脱を予防するために、契約が期間の定めのないものであるか、自動的に更新されるものであるか、当事者が事後的に定める合意に従うかにかかわらず、消費者が結果的に12か月を超える期間の契約に拘束されることになるすべての契約を対象とするべきである。
- (47) 消費者に供給された最終的なデジタル・コンテンツの契約適合性の欠如は、しばしば、最初の設計者から最後の供給者まで連鎖する取引のうちのひとつにその原因がある。最後の供給者は、消費者に対して、両当事者間の契約への適合性が欠如する場合に責任を負うべきであるが、一方で、供給者の消費者に対する責任を補填できるように、供給者が、取引連鎖上にいる者らに対して相応の権利を有することを確保することが重要である。ただし、契約連鎖上にいる者のうち最後の供給者が権利行使できる相手方並びにこれらの訴権の態様及び条件の確定は、適用される各国法によるべきである。
- (48) 各国法によって、消費者の契約上の権利を保護することについて正当な利益を有するとみなされる人又は団体に対しては、裁判所に、又は、申立てに対して決定を下し、若しくは適切な訴えを提起する権限を有する行政機関に訴えを提起する権利を与えるべきである。

- (49) この指令のいかなる規定も、国際私法上の準則、特に欧州議会及び理事会規則 (EC) No 593/2008³³⁾ 及び欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1215/2012³⁴⁾ の適用を妨げない。
- (50) 欧州議会及び理事会指令 1999/44/EC³⁵⁾ は、持続的記録媒体が専らデジタル・コンテンツを消費者へ運搬する方法として使用された場合について、デジタル・コンテンツを記録する持続的記録媒体との関連でこの指令の適用範囲を反映するために修正されるべきである。
- (51) 欧州議会及び理事会規則 (EC) No 2006/2004³⁶⁾ は、この指令の実効性確保に関する越境協力を容易にするために、付表にこの指令への参照を置くように修正されるべきである。
- (52) 欧州議会及び理事会指令 2009/22/EC³⁷⁾ は、この指令に定める消費者の集団的利益が保護されることを確保するために、付表にこの指令への参照を置くように修正されるべきである。
- (53) 加盟国及び委員会による説明文書に関する2011年9月28日の政治共同宣言³⁸⁾ に従って、加盟国は、理由がある場合に、指令の国内法化措置の通知に、指令の各部分とこれを国内法化した各国法の対応部分との関係を説明する1つ又は複数の文書を添付することを約した。この指令に関して、立法者は、これらの文書を送付する理由があると考える。
- (54) この指令の目的（すなわち、法の断片化を防ぎつつ、デジタル・コンテンツの供給に対する契約法関連の障害を一貫した仕方では除去することによって域内市場の機能化に寄与すること）は、加盟国によっては十分に達成できず、むしろ、平準化された契約法準則（これはまた、連携した実効性確保活動を容易にするであろう。）を通じて各国の法制度の全体的な一貫性を確保できるために、欧州連合のレベルでよりよく達成できるものであるから、欧州連合は、EU 条約第5条に定める補充性原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例原則に従い、この指令は、前掲の目的を達成するために必要な範囲を越えるものではない。

33) OJ L 177, 4.7.2008, p. 6-16.

34) OJ L 351, 20.12.2012, p. 1.

35) OJ L 171, 7.7.1999, p. 12.

36) OJ L 364, 9.12.2004, p. 1.

37) OJ L 110, 1.05.2009, p. 30.

38) OJ C 369, 17.12.2011, p. 14.

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

65) この指令は、特に欧州連合基本権憲章、とりわけ同憲章第16条、第38条及び第47条が承認する基本的権利を尊重し、原則を遵守する。

以下の指令を採択した。

〔馬場圭太〕

第1条 規律対象

この指令は、消費者にデジタル・コンテンツを供給する契約に関する一定の要求、特にデジタル・コンテンツの契約への適合性、適合性が欠如した場合の救済手段及び救済手段の行使方法並びに契約の改訂及び解消に関する準則を定める。

第2条 定義

この指令の適用については、次の定義を適用する。

1. 「デジタル・コンテンツ」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) デジタル形式で作成し、かつ、供給するデータ。例えば、映像、音声、アプリケーション、デジタル・ゲームその他のソフトウェア
 - (b) 消費者がそのデータを供給する場合には、デジタル形式でデータを作成、処理又は保存することを可能とする役務
 - (c) その役務の他の利用者が供給するデジタル形式のデータの共有その他の相互作用を可能とする役務
2. 「統合」とは、デジタル環境の様々なコンポーネントを全体としてリンクさせ、その意図された目的に適合するように組み合わせられた全体として作動させることをいう。
3. 「供給者」とは、自らの商業、工業、手工業又は自由専門職に関係する目的で行動する（その者の名において又はその者のために行動する者を通じる場合を含む。）自然人又は公私の別を問わない法人をいう。
4. 「消費者」とは、この指令の適用を受ける契約において、自らの商業、工業、手工業又は自由専門職以外の目的で行動する自然人をいう。
5. 「損害賠償金」とは、消費者がそのデジタル環境への経済的損失に対する賠償金として権利を有する金額をいう。
6. 「代金」とは、供給されるデジタル・コンテンツと引き換えに支払うべき金銭をいう。
7. 「契約」とは、債権債務その他の法的効果を発生させることを意図した合意をいう。

8. 「デジタル環境」とは、ユーザーの制御の範囲内にある限りにおけるハードウェア、デジタル・コンテンツ及びネットワーク接続をいう。
9. 「相互運用性」とは、デジタル・コンテンツのすべての機能が、具体的なデジタル環境と相互作用して動作することができることをいう。
10. 「供給」とは、デジタル・コンテンツへのアクセスを提供すること又はデジタル・コンテンツを利用できるようにすることをいう。
11. 「持続的記録媒体」とは、消費者又は供給者が、自己に個人的に宛てられた情報を、その情報の趣旨に従い将来の参照のために相当な期間について利用可能な形で記録し、かつ、記録した情報を元のまま再現することを可能とする手段をいう。

第3条 適用範囲

1. この指令は、供給者が消費者にデジタル・コンテンツを供給し、又は供給することを約し、これと引き換えに代金が支払われることとされ、又は消費者が金銭以外の反対給付を個人データその他のデータの形式で能動的に供給する契約に適用する。
2. この指令は、消費者の仕様書に従って開発されたデジタル製品を供給する契約に適用する。
3. この指令は、持続的媒体を専らデジタル・コンテンツの運搬方法として使用した場合には、第5条及び第11条の場合を除き、デジタル・コンテンツを記録した持続的媒体に適用する。
4. この指令は、供給者が消費者に対して、契約を履行し、又は法律上の要求を充足するためにその処理が厳格に必要である個人データを供給するように要請した場合において、供給者がその目的と相容れない方法で個人データのさらなる処理を行わなかったときは、金銭以外の反対給付に対して供給したデジタル・コンテンツには適用しない。この指令は、デジタル・コンテンツが契約に適合することを確保し、又は法律上の要求を満たす目的で供給者が消費者にデータを供給するように要請した場合において、供給者が商業上の目的でそのデータを使用しなかったときは、そのデータにも適用しない。
5. この指令は、次に掲げる事項を内容とする契約には適用しない。
 - (a) デジタル・フォーマットが主に運搬方法として使用される場合において、供給者が主に人的関与によって履行する役務
 - (b) 指令 2002/21/EC に定義する電子的通信役務

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

- (c) 指令 2011/24/EU 第 3 条(a)に定義するヘルスケア
 - (d) 電子的手段、かつ、役務の受け手の個別的な要請による、運で決まるゲーム（技能的な要素のあるものを含む。）において金銭的価値を賭けることを内容とする役務、例えば富くじ、カジノ競技、ポーカー・ゲーム及び賭け取引であるものとする賭博サービス
 - (e) 金融サービス
6. この指令は、契約がデジタル・コンテンツの供給以外の要素を含む場合には、デジタル・コンテンツの供給者及び消費者としての当事者双方の債権債務及び救済手段のみに適用する。
7. この指令の条項が特定の部門又は対象を規律する他の欧州連合立法の規定と抵触するときは、他の欧州連合立法の規定がこの指令に優先する。
8. この指令は、個人データの処理に関する個人の保護を妨げない。
9. この指令は、これが規定しない限りにおいて、各国の一般契約法、例えば、契約の成立、有効性又は効果（契約解消の諸結果を含む。）に影響を及ぼさない。

第 4 条 平準化の水準

加盟国は、この指令に定める規定と異なる規定（異なる消費者保護の水準を確保するより厳格な又はより厳格でない規定を含む。）を維持又は導入しないものとする。

第 5 条 デジタル・コンテンツの供給

1. 供給者は、デジタル・コンテンツを供給する契約を履行する時に、次に掲げるいずれかの者に対してデジタル・コンテンツを供給しなければならない。
 - (a) 消費者
 - (b) 消費者がデジタル・コンテンツを利用できるようにし、又はこれにアクセスできるようにする物理的な又は仮想の設備を操作し、かつ、デジタル・コンテンツを受領するために消費者によって選択された第三者
2. 供給者は、当事者が別段の定めをした場合を除き、契約を締結した後直ちにデジタル・コンテンツを供給しなければならない。供給は、デジタル・コンテンツを消費者に供給した時又は 1.(b)の適用がある場合には消費者が選択した第三者に供給した時のいずれか早い時に行ったものとみなす。

[カライスコス アントニオス]

第6条 デジタル・コンテンツの契約適合性

1. 契約に適合するためには、デジタル・コンテンツは、場合により、次に掲げる事項を満たさなければならない。
 - (a) 契約（契約の重要部分となる契約締結前の情報を含む。）に定められた数量、品質、期間、バージョン、機能性、相互運用性その他動作上の特徴、例えば、アクセシビリティ、継続性及びセキュリティを有すること。
 - (b) 消費者が契約締結時に供給者に知らせ、かつ供給者が受け入れた、消費者がデジタル・コンテンツに求める特別の目的に適合すること。
 - (c) 契約に定められた指示及びカスタマー・サポートとともに供給されること。
 - (d) 契約に定められたアップデートを受けること。
2. 契約が、場合により、1.に定めるデジタル・コンテンツに要求される事項を明確かつ分かりやすく定めない限りにおいて、デジタル・コンテンツは、同種のデジタル・コンテンツが通常使用される目的（デジタル・コンテンツの機能性、相互運用性その他動作上の特徴、例えば、アクセシビリティ、継続性及びセキュリティを含む。）に適合しなければならない。[その判断にあたって]次に掲げる事項を考慮する。
 - (a) デジタル・コンテンツが代金その他金銭以外の反対給付と引き換えに供給されるか否か。
 - (b) 場合により、現行の国際的な技術規格、又は、国際的な技術規格が存在しない場合には、その産業について適用可能な自主行動規準及びグッド・プラクティス
 - (c) 供給者その他取引連鎖の前段階にいる者によって、又はこれらの者を代理して行われた公的言明。ただし、供給者が次に掲げる事項を証明した場合は、この限りでない。
 - (i) 供給者がその言明を知らず、かつ、合理的に知ることができなかったこと。
 - (ii) 契約締結時までにその言明が修正されたこと。
 - (iii) デジタル・コンテンツを取得する決定が、その言明による影響を受けることができなかったこと。
3. 契約が、一定の期間にわたってデジタル・コンテンツを供給し続けることを定める場合には、デジタル・コンテンツは、その期間の継続中は契約に適合しなければならない。
4. 別段の定めがない限り、デジタル・コンテンツは、契約締結時に利用可能であったそのデジタル・コンテンツの最新バージョンに適合するようにして供給するべきであ

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案
る。

5. 契約に適合するためには、デジタル・コンテンツは、第7条及び第8条の要件も満たさなければならない。

第7条 デジタル・コンテンツの統合

デジタル・コンテンツが、消費者のデジタル環境に誤って統合された場合には、その誤った統合を原因とする適合性の欠如は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、デジタル・コンテンツの適合性の欠如であるものとみなす。

- (a) デジタル・コンテンツが供給者によって、又は供給者の責任の下で統合された場合
- (b) デジタル・コンテンツが消費者によって統合されることが予定され、かつ、誤った統合が統合のための指示の不備によるものであり、これらの指示が第6条1.(c)の規定に従って行われた場合又は第6条2.に従って行われるべきであった場合

第8条 第三者の権利

1. デジタル・コンテンツは、消費者に供給された時に、契約に従ってこれを使用できるように、第三者の権利（知的財産権に基づく権利を含む。）がないものでなければならない。
2. 供給者は、一定の期間にわたってデジタル・コンテンツを供給する場合には、契約に従ってこれを使用できるように、消費者に供給したデジタル・コンテンツを、その期間の継続中、第三者の権利（知的財産権に基づく権利を含む。）がない状態に保たなければならない。

第9条 証明責任

1. 第10条が定める時において契約に適合していたことについての証明責任は、供給者が負う。
2. 1.は、消費者のデジタル環境が相互運用性その他デジタル・コンテンツの技術要件と互換性を欠くことを供給者が証明し、かつ供給者が消費者に対してこれらの要件について契約締結前に説明した場合には、適用しない。
3. 消費者は、消費者のデジタル環境を決定するために可能かつ必要な範囲で、供給者と協力しなければならない。この協力義務は、技術的に可能であり、消費者に与える

影響が最小となる手段に限定される。消費者が協力しない場合には、契約に適合しないことについての証明責任は、消費者が負う。

第10条 供給者の責任

供給者は、消費者に対して、次に掲げる事項について、責任を負う。

- (a) デジタル・コンテンツを供給しないこと。
- (b) デジタル・コンテンツを供給した時に存在した適合性の欠如
- (c) 契約が、一定の期間にわたってデジタル・コンテンツ供給することを定める場合には、その期間中に発生した適合性の欠如

第11条 不供給に対する救済手段

消費者は、供給者が第5条に従ってデジタル・コンテンツを供給しなかった場合には、第13条に基づき直ちに契約を解消することができる。

第12条 契約適合性の欠如に対する救済手段

1. 契約適合性の欠如の場合には、消費者は、費用を負担することなく、デジタル・コンテンツを契約に適合させる権利を有する。ただし、これが不能、不均衡又は違法である場合は、この限りでない。

デジタル・コンテンツを契約に適合させることは、供給者がこれにより負担する費用が不合理である場合には、不均衡であるものとみなす。その費用が不合理であるか否かを判断する際には、次に掲げる要素を考慮する。

- (a) デジタル・コンテンツが契約に適合していたなら有していたであろう価値
 - (b) 同種のデジタル・コンテンツが通常使用される目的を達成することとの関係における、契約適合性の欠如の重要性
2. 供給者は、1.に従って、供給者が消費者から契約適合性の欠如について知らされた時から起算される合理的な期間内に、かつ、消費者に著しい不便を与えることなく、デジタル・コンテンツの性質及び消費者がこのデジタル・コンテンツに求めた目的を考慮して、デジタル・コンテンツを契約に適合させるべきである。
 3. 消費者は、デジタル・コンテンツが代金の支払と引き換えに供給される場合には、4.に定める方法で代金を比例的に減額すること、又は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、5.及び第13条に基づいて契約を解消することができる。

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

- (a) デジタル・コンテンツを適合させる救済手段が不能、不均衡若しくは違法である場合
 - (b) 供給者が2.に定める期間内に救済手段を完了しなかった場合
 - (c) デジタル・コンテンツを適合させる救済手段が消費者に著しい不便を与えるであろう場合
 - (d) デジタル・コンテンツを契約に適合させる意思がないことを供給者が表明した場合若しくはそれが状況から明らかである場合
4. 代金の減額は、消費者が受領したデジタル・コンテンツの価値が、契約に適合したデジタル・コンテンツの価値と比べて減少している割合に比例しなければならない。
5. 消費者は、契約適合性の欠如が、第6条1.及び2.の要求するデジタル・コンテンツの機能性、相互運用性その他主たる動作上の特徴、例えばアクセシビリティ、継続性及びセキュリティを損なう場合にのみ、契約を解消することができる。契約適合性の欠如が、機能性、相互運用性その他デジタル・コンテンツの主たる動作上の特徴を損なわないことの証明責任は、供給者が負う。

〔寺川 永〕

第13条 解 消

1. 消費者は、手段にかかわらず、供給者に対する通知によって契約を解消する権利を行使しなければならない。
2. 消費者が契約を解消する場合には、〔各当事者は、次に掲げる行為を行わなければならない。〕
 - (a) 供給者は、不当に遅延することなく、かつ、いかなる場合にもその通知の受領から遅くとも14日が経過するまでに、既に支払った代金を消費者に償還する。
 - (b) 供給者は、デジタル・コンテンツ及び供給者がデジタル・コンテンツの供給との関連で収集したその他のデータと引き換えに消費者が供給した金銭以外の反対給付の使用を控えるために期待される措置を講ずる。〔その反対給付は、〕消費者が供給したコンテンツを含むが、消費者とその他の者が共同で生成し、使用を継続するコンテンツを含まない。
 - (c) 供給者は、消費者に対して、消費者が供給するコンテンツ及び消費者によるデジタル・コンテンツの使用を通じて作成又は生成されたその他のデータのすべてを、供給者がデータを保有する限度において取り戻すために、技術的手段を供給する。

消費者は、当該コンテンツを、費用を負担することなく、著しい不便を受けることなく、合理的な期間内に、かつ、通常使用されるデータ・フォーマットで取り戻すことができるものとする。

- (d) デジタル・コンテンツが持続的記録媒体を用いて供給されなかったときは、消費者は、特にデジタル・コンテンツを削除その他の方法で判読不可能にすることによって、デジタル・コンテンツを使用し、又はこれを第三者が使用できるようにすることを控える。
 - (e) デジタル・コンテンツが持続的記録媒体を用いて供給されたときは、消費者は、
 - (i) 供給者の請求により、供給者の費用において、不当に遅延することなく、かつ、いかなる場合にも供給者の請求の受領から遅くとも14日が経過するまでに、持続的記録媒体を供給者に返還する。
 - (ii) デジタル・コンテンツの使用可能な複製物を削除し、これを判読不可能にし、又は他の方法で第三者がこれを使用し、若しくは使用できるようにすることを控える。
3. 解消した後には、供給者は、特に消費者がデジタル・コンテンツにアクセスできないようにし、又は、消費者のユーザ・アカウントを使用できないようにすることによって、消費者によるデジタル・コンテンツのさらなる使用を防ぐことができる。ただし、2.(c) [の適用] を妨げない。
4. 消費者は、契約の解消に先立つ期間に行われたデジタル・コンテンツの使用に対して支払をする責任を負わない。
5. デジタル・コンテンツが代金の支払と引き換えに、かつ、契約に定められた期間にわたって供給された場合には、消費者は、デジタル・コンテンツが契約に適合しなかった期間に対応する部分についてのみ契約を解消することができる。
6. 消費者が5.に従って契約の一部を解消する場合には、2.を適用する。ただし、デジタル・コンテンツが契約に適合していた期間については、(b)を適用しない。供給者は、消費者に対して、既に支払った代金のうち、デジタル・コンテンツが契約に適合しなかった期間に対応する部分を償還する。

第14条 損害賠償請求権

- 1. 供給者は、消費者に対して、契約適合性の欠如又はデジタル・コンテンツの不供給によって生じた消費者のデジタル環境への経済的損失について責任を負う。損害賠償

デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案金は、デジタル・コンテンツが適切に供給され、かつ、契約に適合していたならば消費者が置かれていたであろう地位に消費者を可能な限り近づけることを内容とする。

2. 加盟国は、損害賠償請求権の行使に関する細則を定めるものとする。

第15条 デジタル・コンテンツの変更

1. 契約が、これに定める期間にわたってデジタル・コンテンツを供給することを定める場合には、供給者は、次に掲げるときに限り、デジタル・コンテンツの機能性、相互運用性その他主たる動作上の特徴、例えばアクセシビリティ、継続性及びセキュリティを変更し、これによって消費者によるデジタル・コンテンツへのアクセス又はその使用を制限することができる。
 - (a) 契約がそのことを定めるとき
 - (b) 消費者が、持続的記録媒体を用いた明示の通知によって、変更より前に合理的に通知を受けたとき
 - (c) 消費者が、通知の受領から30日以内に、費用を負担することなく、契約を解消することができるとき
 - (d) (c)に従って契約を解消した後、消費者が、第13条2.(c)に従って、供給したコンテンツのすべてを取り戻すために技術的手段の供給を受けたとき
2. 消費者が1.に従って契約を解消する場合、供給者は、場合により、次に掲げることを行しなければならない。
 - (a) 消費者に対して、既に支払った代金のうち、デジタル・コンテンツを変更した後の期間に対応する部分を償還すること。
 - (b) デジタル・コンテンツ及び供給者がデジタル・コンテンツの供給との関連で収集したその他のデータと引き換えに消費者が供給した金銭以外の反対給付（消費者が供給したあらゆるコンテンツを含む。）の使用を控えること。

第16条 長期契約を解消する権利

1. 契約がデジタル・コンテンツを供給する期間を定めない場合、又は、当初の契約の期間若しくは更新期間と併せた期間が12か月を超える場合には、消費者は、最初の12か月の期間が経過した後に、いつでも契約を解消することができる。
2. 消費者は、手段にかかわらず、供給者に対する通知によって契約を解消する権利を行使しなければならない。解消は、通知の受領から14日が経過した後に、効力を生ず

る。

3. デジタル・コンテンツが代金の支払と引き換えに供給された場合には、消費者は、既に供給されたデジタル・コンテンツの代金のうち、解消が効力を生ずるまでの期間に対応する部分を支払う責任を引き続き負う。
4. 消費者がこの条に従って契約を解消する場合には、[各当事者は、次に掲げる行為のすべてを行わなければならない。]
 - (a) 供給者は、デジタル・コンテンツ及び供給者がデジタル・コンテンツの供給との関連で収集したその他のデータと引き換えに消費者が供給した金銭以外の反対給付（消費者が供給したコンテンツを含む。）の使用を控えるために期待される措置を講ずる。
 - (b) 供給者は、消費者に対して、消費者が供給したコンテンツ及び消費者によるデジタル・コンテンツの使用を通じて作成又は生成されたその他のデータのすべてを、供給者がデータを保有する限度において取り戻すために、技術的手段を供給する。消費者は、そのコンテンツを、著しい不便を受けることなく、合理的な期間内に、かつ、通常使用されるデータ・フォーマットで取り戻すことができる。
 - (c) 場合により、消費者は、デジタル・コンテンツの使用可能な複製物を削除し、これを判読不可能にし、又は他の方法で第三者がこれを使用し、若しくは使用できるようにすることを控える。
5. 解消した後は、供給者は、特に消費者がデジタル・コンテンツにアクセスできないようにし、又は、消費者のユーザ・アカウントを使用できないようにすることによって、消費者によるデジタル・コンテンツのさらなる使用を防ぐことができる。ただし、4.(b) [の適用] を妨げない。

第17条 求 償 権

供給者が、消費者に対して、取引連鎖の前段階にいる者による行為又は懈怠に起因するデジタル・コンテンツの不供給又は契約適合性の欠如のために責任を負う場合、供給者は、取引連鎖上にいる1人又は複数の責任者に対して救済手段を追及できるものとする。供給者が救済手段を追及できる相手方並びに該当する訴権及び行使条件は、各国法が定めるものとする。

第18条 実効性確保

1. 加盟国は、この指令の遵守を確保するために、相当かつ効果的な手段が存在することを確保するものとする。
2. 1.に定める手段は、この指令を国内法化する各国の規定が適用されることを確保するために、国内法が定める次に掲げる機関の1つ又は複数が、裁判所又は担当行政機関に各国法に基づいて提訴することを認める規定を含むものとする。
 - (a) 公的機関又はその代表者
 - (b) 消費者を保護することについて正当な利益を有する消費者団体
 - (c) 提訴することについて正当な利益を有する事業者団体

第19条 強行性

この指令に別段の定めがある場合を除き、消費者が供給者の注意を契約適合性の欠如に向ける前に、消費者に不利になるように、この指令を国内法化する各国の諸措置の適用を排除し、これらを制限し、又はその効果を変更する契約条項は、消費者を拘束しない。

第20条 指令1999/44/EC、規則 (EC)No 2006/2004、指令 2009/22/EC の修正

1. 指令 1999/44/EC 第 1 条 2.(b)を、次の文言に置き換える。

「(b)消費者物品とは、有体の動産をいう。ただし、次に掲げる物を除く。

 - 執行方法その他司法機関による方法で売却される物品
 - 体積を限り、又は量を定めて売買に供されない場合における、水及びガス
 - 電気
 - 指令 (EU) XXXX に定めるように、専ら消費者へのデジタル・コンテンツの運搬方法として使用された場合における、デジタル・コンテンツを記録する持続的記録媒体」
2. 規則 (EC) No 2006/2004 の付表に、次の項目を追加する。

「21. デジタル・コンテンツ供給契約に関する欧州議会及び理事会指令 (EU) N/XXXX (OJ.....)」
3. 指令 2009/22/EC の付表 I に、次の項目を追加する。

「16. 「21. デジタル・コンテンツ供給契約に関する欧州議会及び理事会指令 (EU) N/XXXX (OJ.....)」

第21条 国内法化

1. 加盟国は、遅くとも〔指令の施行日から2年後の日付〕までに、この指令の遵守に必要な法律、命令、及び行政規則を施行しなければならない。
2. 加盟国は、これらの規定を可決する際に、これらの規定がこの指令への参照を置くか、又は、官報掲載の際に指令への参照を付するものとする。いずれの方法によって参照するかは、加盟国が決定するものとする。
3. 加盟国は、この指令が適用される領域について可決した国内法の規定の法文を委員会に通知するものとする。

第22条 見直し

委員会は、〔この指令の施行日から5年後の日付〕までに、この指令の適用を見直し、議会及び理事会に報告書を提出しなければならない。報告書は、特に、この指令が規律しない、反対給付と引き換えにデジタル・コンテンツを供給する契約に適用される諸準則の平準化に関する事例を検討するものとする。

第23条 発効

この指令は、欧州連合官報に掲載した日から20日後に発効するものとする。

第24条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

年 月 日にブリュッセルで作成した。

欧州議会議長

欧州理事会議長

〔馬場圭太〕

〔付記〕 本研究は、JSPS 科研費16H0351, 15K03232の助成による研究成果の一部である。